

◇ 友 寄 景 善 議員

○ 4 番（友寄景善） 入札に関わる不正についてお尋ねいたします。

去る9月定例会において、吉浜覚議員の入札結果報告書に関する一般質問に関連して、副村長は次のように発言している。「吉浜議員が、村が本当に不正をしているんじゃないかというようなことにしか聞こえません。そういうことは全くありません」と断言しています。以下についてお伺いします。

1点目、入札に関する不正とは、そもそもどのようなことを指しているのか。

2点目、吉浜覚議員は大宜味村の入札の透明性の確保のために新しい制度の設定を求めて質問していました。不正の有無については質問していません。そうであるのに村長の答弁に先立ち、不正は全くないと副村長自ら進んで断言し、又質問内容に対しても批判的に私情を述べるなど、的外れな発言が散見されます。不正は全くないと断言したのは、関係機関の捜査の結果なのか。それとも第三者調査委員会や内部調査委員会等の調査結果なのか。不正は全くないと断言した根拠を示してください。

それから質問事項2点目、総合福祉センターの整備計画について。令和元年6月定例会における私の一般質問に対する答弁において、総合福祉セ

ンターの整備は補助事業がないので進めることができない、新庁舎整備の中で必要な機能を入れ、福祉センターとしての機能も一緒にできないか。もしくは新庁舎ができた後の旧大宜味小学校の跡地を活用してできないか、今後検討していきたいと答弁していましたが、その後の進捗状況はどうなりましたか、お伺いします。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。入札に関する不正とはどのようなことを指しているのかにつきましては、入札等の公正を害すべき行為全てのことです。また、不正がないという根拠につきましては、捜査結果や調査結果により申し上げたものではございませんが、事業者、発注者共に不正行為は行っていないものと認識しております。

2点目につきましては、総合福祉センターの整備については、以前にも答弁したように、財源確保が難しい中、新設での整備は難しい状況にあります。そのため、現在の考えとしては、新庁舎整備後の議会棟跡地を活用し、整備していけないか検討している状況であります。

○ 4番（友寄景善） 入札の不正に関して村長から答弁ありましたが、ちょっと聞き取れませんでしたので、ゆっくり、はっきりおっしゃって

ださい。

○ 村長（宮城功光） 入札に関する不正とはどのようなことを指しているのかにつきましては、入札等の公正を害すべき行為全てのことであります。また、不正がないという根拠につきましては、捜査結果や調査結果により申し上げたものではございませんが、事業者、発注者共に不正行為は行っていないものと認識しております。

○ 4番（友寄景善） 不正とは、そもそもどのようなことを指しているのかということをお聞きしているんですが、この答弁は、非常に概略的で具体的な不正というんですか、事例とかそういうのがなくて、全く私は理解できません。何か事例とか、例を想定して不正がないというふうな答弁をしていると思います。

じゃあ、現在の入札制度において、大宜味村ではどのような不正に陥りやすいかというふうな認識でありますか、お伺いします。

○ 副村長（島袋幸俊） お答えします。

まず、一般質問等の議員の質問は、村の施策や行政運営についての質問

だと思っております。私、自分のことで答弁しているわけではありません。副村長として村長を補佐する立場、あるいは職員を指揮監督する立場で前回答弁しています。吉浜議員の質問の中に透明性を欠いた入札結果だった、疑われてもおかしくないような結果ですと述べておりました。また本来、入札予定価格と落札額を比較し、落札率、請負率が示されますが、吉浜議員の質問の中で、最低制限価格と落札額との比較で100%に近い金額での落札額で、透明性が欠けることなどを述べられています。そうした数字での質問であると思っております。それは不透明さを印象づける質問であり、それらの数字は正確でないと理解しました。私の答弁の後の吉浜議員は、副村長がしていないと言うかもしれませんが。あたなはやっていないかもしれませんが、中にはやっている可能性もあるんじゃないかというのが、この表を見れば疑われると思うのですと質問しています。そのような意を含んで回答させていただきました。その中で非常にこの予定価格等が漏れているのではないかと、そういうような意を含んだ質問だったと思っております。それらを踏まえて、村長や村行政に対する質問であり、私自分のことだけを述べているのではなく、村長をはじめ、職員及び業者も不正はないと認識した答弁であります。

○ 4番（友寄景善） 副村長、私はそういうことを聞いているんじゃないんですよ。不正とはどういうのを指しているのかということで、大宜味村がどのような不正に陥りやすいかということを聞いているんですよ。全く的外れな答弁です、言い訳にしか聞こえないですよ。ちゃんと私の質問に、的確に答えてください。的外れな答弁が多いと思います。

それから不正が全くないと断言した根拠、根拠はないと。この調査もされていなのに不正は全くないと断言しているんですが、行財政の運営として、やっぱり行財政は法律、規則、法令に基づいて、ちゃんとした根拠に基づいて業務をやるべきですし、事業計画を進めるに対してもちゃんと実態調査をして、根拠を示して事業をされるのが当たり前じゃないですか。そうじゃないと村民の信頼、行政に対する信頼は大きく損ねまして、私たちも村行政を本当に信頼しかねる。ですから、ちゃんと根拠、事実、数値をはっきり示して行政というのは進めるべきであるということをおきたいと思えます。

それから入札に関する不正については、今県内でもある団体でありましたが、やはり役場としても、どのようなことが入札の不正に当たるのか具体的に、もしこういうのが不正に当たるんじゃないかという認識を常に持ってですね、危機管理、村の入札制度を適正に執行するために常に目を見

張る意味でもどのようなことが不正に当たるのかということをしっかり把握して入札を執行していただきたいと思いますし、大雑把な答弁で、非常に期待外れで、入札の不正に対する認識が薄いのかなというふうな感じを率直に思いました。

一般質問、吉浜覚議員の質問に対してのいろいろ副村長のほうから答弁がありました。まとめて言っておきますが、一般質問は議員にとって最も華やかで意義のある発言の場であり、また住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場であるといわれています。村当局に疑問点をただし、所信の表明を求めるものであることから、村当局は議員の質問に対して真摯に取り組まなければならないはずです。そうであるのに、吉浜議員の質問に対して、納得できる質問ではありませんと発言し、さらには予定価格の事前公表の判断は吉浜議員の指摘があったからじゃなくて、国の指導あるいは県の指導、そういうものを踏まえてやっていきたいと発言している。これは質問者に対する無礼な発言であり、議会の制度を否定するかのような発言と言わざるを得ません。議会は広く行政全般にわたる具体的事務の処理についての意思決定機関としての権能を持ち、村当局とは互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位にあるということをも十分理解しなければならないといわれています。いわゆる二

元代表制です。吉浜覚議員に対する答弁は村のおごりであり、一般質問をないがしろにするかのような態度で誠に残念でなりません。議員の一般質問に対する村当局の姿勢を改めるべきです。このことを強く指摘して、この件についての質問は終わります。

2点目の総合福祉センターの整備計画について、議会棟も含めて検討していくということでありましたが、旧大宜味小学校の跡地を活用してできないかということでありましたが、旧大宜味小学校の跡地を活用しての総合福祉センターの整備はできないのか、再度お伺いします。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

旧大宜味小学校での跡利用ということもできないということではないんですが、今回、新庁舎の整備について議会のほうも新庁舎の中に入るというのも、前回の時点では決まっていなかったことでしたので、そこら辺もできるということも今後なってきていますので、どちらがいいか、まだこれから調整はできるかと思えます。社会福祉協議会のほうとも、今考えているのが、すみません、社会福祉協議会とか包括支援センター、そういったものを一緒にできないかというふうにも考えておりますので、そちらの関係する機関とも調整しながら、どちらのほうの方がよりいい活用ができる

のかというのでも検討していきたいと思います。

○ 4番（友寄景善） 総合福祉センターは旧大宜味小学校、そこを活用したほうがいいんじゃないかというふうに思います。今、学校跡地の活用状況、喜如嘉小学校も頓挫して、まだ募集ない。応募ない、まだ決定されていないし、塩屋小学校についても住民がちょっと疑問を持つような、そのような使われ方をしておりますので、ぜひ学校の跡地利用について、村がしっかりした考えを持って跡地利用の活用を考えていただきたい。村が具体的な利用計画がないと、全国公募すると企業が資金力もあり、実績もあり、事業をすぐに起こして経済効果、即効果あるわけです。ところが地元の大宜味村民が学校跡地利用を活用したいというふうになれば、どうしても実績のある企業と比べると、どうしてもプレゼン能力も弱いものですから、選定委員会等で振り落とされやすいということになると思いますが、実際、村の振興を考えるのであれば、まずは全国公募する前に村内の皆さんに話し合っ、村民の要望を聞いて募集を図って進めていく。もし、村民の方々からなければ、じゃあ今度は風呂敷を広げて、県民、あるいは県外のほうにやっていくというふうなことがありますので、ぜひ村としてもしっかりとした考えを持って、学校の跡地利用をやってほしいと思います。

学校は、廃校になったとはいえ、百数十年の歴史のある学校は卒業生をはじめ、地域住民の心のよりどころでもある。跡地の有効活用に名を借り校庭を掘り返すとか、校舎を取り壊すなど原型を大きく損ない、また住民を締め出すような活用方法を望んでいないはずで、学校の原型を最大限に残し、地域住民に理解され、喜ばれるような跡地利用にすべきだと考えます。そのような観点から総合福祉センター的な施設として整備し、国内初の、そして住民が喜び全国に伝染できるような新しい形の福祉事業を展開できる施設として活用するのが望ましいのではないかと考えます。そのような観点から、ぜひ総合福祉センター的な施設を旧大宜味小学校に造って、村の福祉の向上、これも全国に発信できるような新しい形の福祉事業を展開して、全国に感染するような、そういう事業を誘致していただきたい。

再度、村長にお伺いしますが、総合福祉センター的な施設を、ぜひ旧大宜味小学校に整備していただきたいと思いますが、村長の見解をお伺いします。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

今大変、この福祉施設についてはですね、私も就任以来、できるだけ早い時期に造りたいという思いは持っておりました。やはり財政の厳しい状

況の中で、優先度の問題からいろいろあって、なかなか着手することができないという状況であります。今議員から提案がありましたように、学校跡地、この学校跡地は地域の歴史のある学校ですから、これを大いに有効活用する意味での地域の皆さんの声をしっかりと聞きながら対応していきたい。先ほど住民課長から話がありました、この議会棟跡を活用するとかいろいろ検討する必要はあるかと思います。その辺については、議員の意見をしっかりと受け止めて、地域の皆さんの声も聞きながら、ぜひ方向を決定していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思ます。よろしく申し上げます。

○ 4番（友寄景善） 総合福祉センターについては、皆さん御存じのよ
うに、大宜味村第5次総合計画、前期基本計画は今年度で終わりですね、
そこら辺は十分承知だと思ますが、その中でも総合福祉センターの整備
を図っていくということが明記されているんです。そして実施計画である
過疎計画にも平成30年度にはのっているんですよ。これは計画にのってい
るのに、まだ具体的には検討されていない。だから村民が望む、村民目線
の行政を進めるのであれば、そこを優先的に事業整備していくのが村の役
割だと思ますので、ぜひこれは絵に描いた餅にするのではなくて、村民

というのは総合福祉センターを望んでいるんですよ。調査すれば分かると思います。結果からしてこの第5次総合計画にのっていますので、過去に私以外の方々も総合福祉センターの整備を求めているいろいろな役場の行政の公聴会ですか、意見交換会するときにも発言していると思いますので、もう後回しにすることなく、何よりも先にそういう福祉の充実のためにやってもらいたい。特に高齢者はあと30年、40年も生きられるわけじゃないです。その方々に福祉の恩恵が受けられるように、一日でも早く総合福祉センターの整備を求めて、私の質問を終わります。